

冷凍設備を取り扱う事業者の皆様

冷媒ガスの補充事業は 高圧ガス保安法に基づく 届出が必要です

エアコンなどへの冷媒ガス補充(チャージ)事業を行うときは、高圧ガス保安法に基づく県への届出が必要になる場合があります。

事業を始める前に、下表の判断基準(不活性フルオロカーボンに限る。)をご確認ください。必要な届出の種類が分かります。

○ 補充に使う容器の大きさと販売所の貯蔵量

補充に使う 容器 貯蔵量	高圧ガス保安法 適用除外の フロン缶	容積1.2 L 以下 (左を除く)	容積1.2 L 超
貯蔵しない	×	×	○
常時 5 m ³ 未満	×	×	○
5 m ³ 超	×	○	○

× : 届出不要

○ : 高圧ガス販売事業の届出が必要

※このほか、高圧ガス保安法適用除外ではない設備を用いて冷媒ガスの充填・回収等を行う際は、高圧ガス製造事業の届出が必要になる場合があります。

判断に迷ったら、下記の連絡先まで
お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

宮崎県 総務部危機管理局消防保安課産業保安担当
〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話 : 0985-26-7065 / F A X : 0985-26-3130
メール : kiki-shobohoan@pref.miyazaki.lg.jp

